

2019年7月10日

株 主 各 位

東京都港区芝五丁目31番17号
P M O 田 町 2 F
H E R O Z 株 式 会 社
代表取締役CEO 林 隆 弘

第11期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第11期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年7月25日（木曜日）午後7時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2019年7月26日（金曜日）午前10時（受付開始午前9時30分）
2. 場 所 東京都港区芝浦三丁目12番7号 住友不動産田町ビル3階
ベルサール田町ROOM4+5
（開催場所が前回と異なりますので、末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2018年5月1日から2019年4月30日まで）事業報告及び
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - （1）代理人が株主総会に出席される場合、定款第16条の規定に基づき、代理人は議決権を有する他の株主様1名とさせていただきます。
なお、その際は、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。
 - （2）議決権行使書用紙において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。
 - （3）複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎総会ご出席者へのおみやげはご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://heroz.co.jp/ir/>）に掲載させていただきます。
- ◎当日は節電のため、軽装（クールビズ）にて対応させていただきます。株主の皆様におかれましても、軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年5月1日から
2019年4月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、雇用情勢改善や個人消費回復などを背景に回復基調で推移いたしました。海外経済も米国を中心に引き続き回復基調が期待されますが、中国経済や欧州経済は米中貿易摩擦の影響などから景気の減速が鮮明となりました。

このような環境のなか、当社のAI (BtoC) サービスにおいては、AIによるサポート機能等を搭載したスマートフォンアプリ「将棋ウォーズ」が引き続き安定した収益を上げました。

AI (BtoB) サービスにおいては、当社のディープラーニング等の機械学習技術を集約したAIサービス「HEROZ Kishin」に関わる業務の標準化を続けております。資本業務提携先をはじめとする様々な事業会社「HEROZ Kishin」を拡販し、初期設定フィーと継続フィーともに収益を拡大しました。また、持続的な成長のために、高度な機械学習アルゴリズム開発のための技術研究にも注力しております。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,377,281千円（前事業年度比19.2%増）となり、営業利益420,337千円（前事業年度比18.7%増）、経常利益415,055千円（前事業年度比22.6%増）、当期純利益296,709千円（前事業年度比20.1%増）となりました。

なお、当社はAI関連事業の単一セグメントであるため、セグメント別の経営成績に関する記載は省略しております。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した当社の設備投資の総額は169,029千円であり、その主なものは機械学習用のサーバになります。

③ 資金調達の状況

当社は、2018年4月20日に東京証券取引所マザーズに上場し、第三者割当増資（オーバーアロットメント）による新株式25,800株発行により、総額107,329千円の資金調達を実施しました。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 8 期 (2016年4月期)	第 9 期 (2017年4月期)	第 10 期 (2018年4月期)	第 11 期 (当事業年度) (2019年4月期)
売 上 高(千円)	1,155,693	877,623	1,155,023	1,377,281
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△23,035	94,352	338,667	415,055
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△)(千円)	△87,007	94,062	247,072	296,709
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)(円)	△13.59	14.72	41.04	43.48
総 資 産(千円)	464,301	363,814	1,748,133	2,157,910
純 資 産(千円)	106,733	74,795	1,504,831	1,979,310
1株当たり純資産(円)	16.68	12.90	225.69	283.88

(注) 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。
第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社の親会社及び子会社はありません。

(4) 対処すべき課題

当社では、継続的な事業拡大のため、以下の課題について対応が必要であると考えております。

① 新技術への対応

当社が強みとするAI関連の技術は、将来的な利用可能性の高さから世界的に研究開発が活発に行われております。このような事業環境の下で当社が事業を継続的に拡大していくには、様々な新技術に適時に対応していくことが必要であると認識しており、その対応を行っております。当社では、現在所属している一般社団法人「人工知能学会」の賛助会員として最先端の情報収集に努め、またコンピューター将棋や囲碁AI関連の大会で上位入賞するための情報収集や試行錯誤等を通じて、最先端のAI技術の開発と導入を行いながらその技術力向上に取り組んでおります。

② 人材の確保

当社は、AI市場の拡大、新規参入企業の増加、顧客・ユーザーのニーズの多様化に迅速に対応していくため、最先端の技術を有する人材の確保、育成が必要と考えております。

しかし、優秀な能力を持つ人材獲得は、他社とも競合し、安定した人材確保が容易ではない状況が今後も継続すると考えております。当社としては、技術力の高さを通じて市場でのプレゼンスを高めたり、優秀な人材が興味や関心を持つ分野での各種取り組みを強化すること等によって会社の魅力を訴求していくことが重要であると考えております。また、社内研修の強化等を図っていくことで人材の育成につなげたいと考えております。

③ 情報管理体制の強化

当社では、現在、様々な業界に対してAIサービスの提供を行っております。このようなAI開発のためには、それぞれの業界において蓄積されたデータが必要になるため、当社ではデータを有する企業とのパートナーシップ戦略を採用しております。その結果、顧客の機密情報を扱っているため、情報管理規程等に基づいた管理を徹底しており、今後も社内教育を継続して行ってまいります。

④ システム基盤の強化

当社の収益の基盤となるサービスを展開するためには、大量の情報処理やシステム稼働の安定性を確保することが経営上重要な課題であると認識しております。そのため、システムを安定的に稼働させるための人員の確保およびサーバの拡充に努めてまいります。

⑤ 知的財産権の確保等について

当社では、日々のAI開発業務から生じた新規性のある独自技術の保護のために、当社単独または共同開発企業等と共同で、それらに関する特許権等の知的財産権の取得を図っております。しかしながら、AI開発分野においては、国内外大手IT企業等が知的財産権の取得に積極的に取り組んでいるため、当社も特許権等の取得により当社の活動領域を確保することが課題であると認識しております。今後、様々な業界に対してAIを開発することによって有用な知見が得られることが期待されるため、外部専門家とも協力しながら、独自の技術分野については、他社に先立って戦略的に特許権等を取得していきます。

⑥ サービスの安全性及び健全性の確保

当社では、AI（BtoC）サービスにおけるユーザーが安心して当社のサービスを利用できるように、下記のガイドラインを設け、その安全性・健全性の確保に努めております。

当社の安全性・健全性に関するガイドライン

第1条（目的）

このガイドラインは、HEROZ株式会社（以下「当社」という）が運営・提供するゲーム等のサービスについて、当該サービスを利用する者（以下「利用者」という）が安心・安全に楽しめるサービスの提供を実現するために必要な施策を示すことを目的とする。

第2条（施策）

前条の目的を達するために以下の施策を行う。

(1) 法令遵守の徹底

サービスの開発・提供に際して、景品表示法その他の関連する法令を遵守する。提供するサービスについて将来的に違法と判明した場合は、直ちに停止する。

(2) 20歳未満の利用者の保護の徹底

入会時もしくは課金時に年齢認証を行い、20歳未満の利用者による過度な課金利用を未然に防止する。月間課金上限額（税抜）については、20歳未満利用者の場合、月額20,000円とし、16歳未満の場合は月額5,000円とする。

(3) リアル・マネー・トレード（RMT）の禁止

RMTは一切禁止とする。利用規約においてRMTを禁止している旨を明記するとともに、RMT利用が判明した利用者には、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(4) 不適切行為に対する措置

利用規約違反など、サービスにおいて不適切と判断される行為を行った利用者に対しては、強制退会も含め、速やかに必要な措置を講じる。

(5) 利用者間コミュニケーションの監視

利用者間のコミュニケーションが安心・安全に行われるよう、定期的に監視し、利用者間の不適切なコミュニケーションを発見した場合には迅速な対処を行う。

(6) 適切な有料アイテム出現確率

有料ガチャのようにランダムで出現する有料アイテムについては、その出現確率を適切な水準に設定する。

(7) 社員研修・教育

サービスの安全性・健全性を向上させるため、社員の研修・教育を実施する。

第3条（更新）

サービスの変化、利用者の状況の変化、その他社会状況等の変化に鑑み、当ガイドラインの内容を最適な状態とするべく努力をする。

⑦ 内部管理体制の強化

当社におきましては、今後もより一層の事業拡大を見込んでおります。そのため、当社の事業拡大に応じた内部管理体制の構築を図るとともに、金融商品取引法における内部統制報告制度の適用等も踏まえ、より一層のコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

また、当社の成長速度に見合った人材の確保および育成も重要な課題と認識しており、継続的な採用活動と研修活動を行ってまいります。

(5) 主要な事業内容（2019年4月30日現在）

事業区分	事業内容
A I 関連事業	AIサービス等の企画・開発・運営

(6) 主要な事業所（2019年4月30日現在）

本社	東京都港区
----	-------

(7) 使用人の状況（2019年4月30日現在）

使用人数	前事業年度末比増減
45名	6名増

（注） 使用人数は正社員の他、契約社員も含みます。

(8) 主要な借入先の状況（2019年4月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2019年4月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 26,300,000株

(注) 2018年12月7日開催の取締役会決議により、2019年1月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は13,150,000株増加し、26,300,000株となっております。

(2) 発行済株式の総数 6,972,314株

(注) 当事業年度において、発行済株式の総数は、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による25,800株、株式分割(1:2)による3,456,207株及び新株予約権の行使による156,500株により3,638,507株増加し、自己株式の消却により32株減少しております。

(3) 株主数 2,828名

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
林 隆 弘	2,500,000	35.85
高 橋 知 裕	2,500,000	35.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	268,900	3.85
ビ ッ グ ロ ー ブ 株 式 会 社	200,000	2.86
株式会社バンダイナムコエンターテインメント	88,338	1.26
株 式 会 社 コ ー エ ー テ ク モ ゲ ー ム ス	88,338	1.26
ネ ッ ト マ ー ブ ル ジ ャ パ ン 株 式 会 社	88,200	1.26
J. P. MORGAN SECURITIES PLC	87,000	1.24
株 式 会 社 竹 中 工 務 店	81,566	1.16
CREDIT SUISSE SECURITIES (EUROPE) L I M I T E D M A I N A C C O U N T	74,700	1.07

(注) 1. 上記の持株数のうち、信託業務に係る株式数については、当社として把握することができないため記載しておりません。

2. 自己株式は所有しておりません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として 交付された新株予約権の状況

		第 6 回 新株予約権	第 7 回 新株予約権
発行決議日		2015年4月27日	2016年4月25日
新株予約権の数		39,250個	3,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 78,500株 (新株予約権1個につき2株)	普通株式 6,000株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない	新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 279円 (1株当たり 279円)	新株予約権1個当たり 282円 (1株当たり 282円)
権利行使期間		2017年5月1日から 2025年4月25日まで	2018年5月15日から 2026年3月31日まで
行使の条件		(注) 1	(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 39,250個 目的となる株式数 78,500株 保有者数 1名	新株予約権の数 3,000個 目的となる株式数 6,000株 保有者数 1名

		第 8 回新株予約権
発行決議日		2017年9月25日
新株予約権の数		2,000個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 4,000株 (新株予約権1個につき2株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 285円 (1株当たり 285円)
権利行使期間		2019年9月27日から 2027年9月20日まで
行使の条件		(注) 1
役員の 保有状況	取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数 2,000個 目的となる株式数 4,000株 保有者数 1名

(注) 1. 新株予約権の行使の条件

①新株予約権の割当を引き受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査等委員もしくは従業員のいずれかの地位にあることを要する。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

2. 2019年1月1日付で行った1株を2株とする株式分割により、「新株予約権の目的となる株式の種類と数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役の状況（2019年4月30日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 C E O	林 隆 弘	
代表取締役 C O O	高 橋 知 裕	
取締役 C F O	浅 原 大 輔	経営企画部長
取締役（監査等委員・常勤）	井 上 智 宏	ベンチャーインク会計事務所 代表
取締役（監査等委員）	上 山 亨	カケルパートナーズ合同会社代 表社員
取締役（監査等委員）	飯 田 耕 一 郎	森・濱田松本法律事務所パート ナー弁護士 株式会社コロプラ社外取締役 （監査等委員） 株式会社くふうカンパニー社外 取締役（監査等委員）

- （注） 1. 取締役（監査等委員）井上智宏氏、上山亨氏及び飯田耕一郎氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）井上智宏氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査担当者等との十分な連携を通じて監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために、井上智宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、社外取締役井上智宏氏及び上山亨氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 取締役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	3名 (0)	40,050千円 (－)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	11,720千円 (11,720千円)
合 計 （うち社外役員）	6 (3)	51,770千円 (11,720千円)

(注) 2017年7月24日開催の第9期定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は年額150百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）の報酬限度額は年額25百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）井上智宏氏は、ベンチャーインク会計事務所の代表であります。当社と兼職先との間には記載すべき取引関係等はありません。
- ・取締役（監査等委員）上山亨氏は、カケルパートナーズ合同会社の代表社員であります。また、過去において当社の取引先であった野村證券株式会社の業務執行者（従業員）でありましたが、2017年9月に退職しております。当社とこれらの兼職先との間には記載すべき取引関係等はありません。
- ・取締役（監査等委員）飯田耕一郎氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士であります。当社は、森・濱田松本法律事務所との間で法律顧問契約を締結しておりますが、飯田耕一郎氏は、過去に当社の法律業務を取扱ったことはなく、また今後も取扱う予定はありません。当社が同事務所に支払っている顧問料は、同事務所の規模に比して少額であります。また、飯田耕一郎氏は、株式会社コロプラの社外取締役（監査等委員）、株式会社くふうカンパニーの社外取締役（監査等委員）であります。当社とこれらの兼職先との間には記載すべき取引関係等はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況及び発言状況
取締役（監査等委員）	井 上 智 宏	当事業年度において開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 公認会計士としての専門的見地から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員）	上 山 亨	当事業年度において開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 経営と金融等に関する幅広い知識と経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役（監査等委員）	飯 田 耕 一 郎	当事業年度において開催された取締役会14回のうち全てに出席いたしました。また、当事業年度において開催された監査等委員会13回のうち全てに出席いたしました。 弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	13,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	13,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、継続的な企業価値向上を目指しつつ公正・誠実な事業活動を行うために、取締役及び使用人に対しては、法令及び規程等を遵守し適正に職務を行うことを、周知・徹底します。法令違反行為等があった場合は、「就業規則」等に基づき適切に対処するなど、リスク管理体制の強化に取り組めます。そのために、コンプライアンス委員会の定期的な開催や、会社規程等の整備と検証及び見直しを行うことにより、リスク管理体制の充実を図ります。また、当社は、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断するとともに、反社会的勢力等からの不当要求の拒絶等については、全社を挙げて毅然とした姿勢で組織的に対応します。

また、財務報告の信頼性を確保するための内部統制の報告体制を構築し、その有効な運用及び評価を行います。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「稟議規程」等に則り、取締役の職務の執行に係る情報を文書に記録して適切に保存及び管理します。また、「情報管理規程」を定め、情報資産の保護・管理を行います。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、業務遂行に係るリスクを適切に評価及び認識し、それぞれのリスクを予防するための措置を取るために、内部監査担当者による定期的な監査を実施いたします。これにより、法令及び定款等の違反その他の事由に基づく損失の危険を未然に回避、予防し、又は管理します。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が適切かつ効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規程である「取締役会規程」を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、経営上の重要事項の審議・決定を行います。

- ⑤ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項並びにその取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査の実効性の確保の観点から、補助使用人の体制の強化に努めることとします。なお、当該補助使用人は、業務の執行に係る職位を兼務しないことに努める等、独立性を確保することに努めます。

- ⑥ 監査等委員会がその職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会から監査業務に必要な指示を受けた取締役及び使用人は、当該指示については専ら監査等委員会の指示命令に服することとし、取締役（監査等委員である取締役を除く。）、部門長等の指揮命令を受けないこととします。

- ⑦ 取締役及び使用人が、監査等委員会に報告するための体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査等委員が経営に関する重要な会議に出席し、取締役等から職務の執行状況の報告を受けること、及び重要な決裁書類等を閲覧し、経営情報をはじめとする各種の情報を取得することができる体制を整備し、併せて、監査等委員に代表取締役、会計監査人、内部監査担当者が実施した監査結果の報告や意見・情報交換を行う場を提供します。

また、当社の取締役及び使用人は、不正又は法令及び定款等の違反等、又は内部通報があった事項等、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合には、監査等委員に報告するものとします。なお、「内部通報規程」を定めることで、監査等委員会へ報告を行った当社の取締役及び従業員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役及び従業員に周知徹底いたします。

- ⑧ 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用等の償還請求に応じます。

⑨ その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役及び内部監査担当者は、監査等委員と定期的に意見交換を行う機会を持つこととします。また、監査等委員は取締役会に参加するとともに、必要に応じて重要な会議等の社内会議体に出席し、重要な報告を受ける体制を構築します。なお、監査等委員会は、会計監査人から監査の状況報告を受けることにより、監査環境を整備し、監査の実効性を図ることとします。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① リスク管理体制の状況

当社では、「リスク管理規程」等に基づき、リスクの未然防止及び会社損失の最小化に努めております。また、必要に応じて弁護士、公認会計士、弁理士、税理士、社会保険労務士等の外部専門家からアドバイスを受けられる体制を構築するとともに、内部監査及び監査等委員による監査を通じて、潜在的なリスクの早期発見に努めております。

② 内部監査及び監査等委員会監査の状況

当社では、会社の規模が比較的小さいため独立した内部監査部門を設けておりません。当社の内部監査は、経営企画部長が内部監査担当者として実施しております。ただし、監査の対象部署が内部監査担当者の分掌業務であるときには、CEOの指示を受けて他の部署に属する者が監査業務を行っております。内部監査担当者は、業務の有効性及び効率性等を担保することを目的として、CEOによる承認を得た内部監査計画に基づいて内部監査を実施し、監査結果をCEOに報告するとともに、監査対象となった各事業部門に対して業務改善等のための指摘を行い、後日、改善状況を確認します。

内部監査担当者は、監査等委員及び会計監査人と定期的に会合を開催し、監査に必要な情報の共有化を図っております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収防衛策は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行ってまいります。

貸借対照表

(2019年4月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	1,659,454	流 動 負 債	178,599
現金及び預金	1,494,001	買 掛 金	21,204
売 掛 金	132,348	未 払 金	26,987
仕 掛 品	10,662	未 払 費 用	22,081
前 払 費 用	20,511	未 払 法 人 税 等	58,293
そ の 他	1,931	前 受 金	18,301
固 定 資 産	498,455	預 り 金	13,838
有形固定資産	150,623	賞 与 引 当 金	6,864
建 物	1,163	そ の 他	11,027
工具、器具及び備品	149,459	負 債 合 計	178,599
無形固定資産	5,636	(純資産の部)	
ソフトウェア	5,636	株 主 資 本	1,979,130
投資その他の資産	342,195	資 本 金	294,991
投資有価証券	288,939	資 本 剰 余 金	1,062,262
長期前払費用	16,265	資 本 準 備 金	233,641
繰延税金資産	13,215	その他資本剰余金	828,620
そ の 他	23,775	利 益 剰 余 金	621,876
資 産 合 計	2,157,910	その他利益剰余金	621,876
		繰越利益剰余金	621,876
		評価・換算差額等	180
		その他有価証券 評価差額金	180
		純 資 産 合 計	1,979,310
		負 債 純 資 産 合 計	2,157,910

損 益 計 算 書

(2018年5月1日から)
(2019年4月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	1,377,281
売 上 原 価	679,357
売 上 総 利 益	697,924
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	277,586
営 業 利 益	420,337
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	14
出 資 分 配 金	77
そ の 他	50
営 業 外 費 用	
株 式 交 付 費	85
投 資 事 業 組 合 運 用 損	5,319
そ の 他	19
経 常 利 益	415,055
税 引 前 当 期 純 利 益	415,055
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	111,623
法 人 税 等 調 整 額	6,722
当 期 純 利 益	296,709

株主資本等変動計算書

(2018年5月1日から)
(2019年4月30日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合 計		
					繰越利益 剰 余 金			
当 期 首 残 高	205,990	144,640	829,036	973,676	325,167	325,167	△4	1,504,831
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	89,000	89,000		89,000				178,000
当 期 純 利 益					296,709	296,709		296,709
自己株式の取得							△410	△410
自己株式の消却			△415	△415			415	－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	89,000	89,000	△415	88,585	296,709	296,709	4	474,299
当 期 末 残 高	294,991	233,641	828,620	1,062,262	621,876	621,876	－	1,979,130

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	—	—	1,504,831
当 期 変 動 額			
新株の発行			178,000
当 期 純 利 益			296,709
自己株式の取得			△410
自己株式の消却			—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	180	180	180
当期変動額合計	180	180	474,479
当 期 末 残 高	180	180	1,979,310

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書等を基礎とし、その持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～15年

工具、器具及び備品 3～10年

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法を採用しております。

(4) 繰延資産の処理方法

株式交付費

株式交付費は、支出時に全額費用処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

なお、当社では、当事業年度においては、過去の貸倒実績及び回収不能が見込まれる債権残高がないため、計上しておりません。

② 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

- (6) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更)
「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号平成30年2月16日)
を当事業年度の期首より適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

3. 貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 63,094千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 6,972,314株

(注) 当事業年度において、発行済株式の総数は、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資による25,800株、株式分割(1:2)による3,456,207株及び新株予約権の行使による156,500株により3,638,507株増加し、自己株式の消却により32株減少しております。

- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

該当事項はありません。

- (3) 当事業年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 203,300株

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、必要な資金は自己資金で賄っており、一時的な余剰資金は短期的な預金等に限定して運用を行っております。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式や投資事業組合に対する出資であり、発行体の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は全て1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

- ・信用リスク（取引先の契約不履行に係るリスク等）の管理

売掛金については、経理規程に基づき各プラットフォーム運営事業者により回収代行されるものについては各社ごとに、回収代行によらないものについては、顧客ごとに、経営企画部が期日管理及び残高管理を行うことにより信用リスクを管理しております。

投資有価証券については、定期的に発行体の財務状況等を把握し、その保有の妥当性を検証しております。

- ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務については、経営企画部が月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年4月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2.をご参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,494,001	1,494,001	—
(2) 売掛金	132,348	132,348	—
資産計	1,626,349	1,626,349	—
(1) 買掛金	21,204	21,204	—
(2) 未払金	26,987	26,987	—
(3) 未払法人税等	58,293	58,293	—
(4) 預り金	13,838	13,838	—
負債計	120,324	120,324	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	貸借対照表計上額 (千円)
投 資 有 価 証 券	288,939

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

減価償却超過額	3,677 千円
賞与引当金	2,102
未払事業税	4,887
前受金	2,628
その他	2,238
繰延税金資産小計	15,532
評価性引当額	△2,238
繰延税金資産合計	13,294

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	79 千円
繰延税金負債合計	79
繰延税金資産の純額	13,215

8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権 等の所有（被所有）割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員	浅原 大輔	(被所有) 直接 0.17%	取締役	新株予約権 (ストック・オプション)行使 (注)	15,481	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 当事業年度の新株予約権（ストック・オプション）の権利行使による払込金額を記載しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たりの純資産額 283円88銭
- (2) 1株当たりの当期純利益 43円48銭

(注) 2019年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年6月11日

HEROZ株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業務
執行社員

公認会計士

遠藤 康彦 ⑩

指定有限責任社員業務
執行社員

公認会計士

山本 恭仁子 ⑩

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、HEROZ株式会社の2018年5月1日から2019年4月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年5月1日から2019年4月30日までの第11期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年6月19日

HEROZ株式会社 監査等委員会

監査等委員 井上 智 宏 ⑩

監査等委員 上 山 亨 ⑩

監査等委員 飯 田 耕 一 郎 ⑩

(注) 監査等委員井上智宏、上山亨及び飯田耕一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会において検討がなされましたが、特段の指摘事項はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の 株式数
1	はやし たか ひろ 林 隆 弘 (1976年12月20日)	1999年4月 日本電気株式会社（NEC）入社 IT戦略部、経営企画部に在籍 2009年4月 当社設立 代表取締役CEO（現任）	2,500,000株
2	たか はし とも ひろ 高 橋 知 裕 (1976年12月30日)	1999年4月 日本電気株式会社（NEC）入社 ビッグロブ事業部、経営企画部に在籍 2009年4月 当社設立 代表取締役COO（現任）	2,500,000株
3	あさ はら だい すけ 浅 原 大 輔 (1979年6月6日)	2004年4月 マーサージャパン株式会社入社 2006年7月 ゴールドマン・サックス証券株式会社入社 投資銀行部門資本市場本部に在籍 2013年6月 当社入社 2013年7月 当社取締役CFO兼経営企画部長（現任）	12,500株

（注）各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきまして、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式数
1	いの うえ とも ひろ 井 上 智 宏 (1980年7月19日)	2003年4月 中央青山監査法人入所 2006年9月 あらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人) 入所 2010年5月 ベンチャーインク会計事務所代表(現任) 2015年2月 当社監査役 2017年7月 当社取締役(監査等委員・常勤)(現任)	—
2	かみ やま とおる 上 山 享 (1977年10月11日)	2000年4月 野村證券株式会社入社 2017年8月 カケルパートナーズ合同会社設立、代表社員(現任) 2017年11月 当社取締役(監査等委員)(現任)	—
3	※ くに もと こう いち 國 本 浩 市 (1956年7月8日)	1980年4月 株式会社日本リクルートセンター(現 リクルートホールディングス) 入社 1996年10月 株式会社人事測定研究所(現 株式会社リクルートマネジメントソリューション) 転籍 2012年10月 株式会社リクルートキャリア転籍 2016年10月 ポート株式会社入社	—

(注) 1 ※印は、新任の候補者であります。

2 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

3 当社は、井上智宏氏及び上山享氏との間で会社法427条第1項の規定に基づき、同法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としており、井上智宏氏及び上山享氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、國本浩市氏の選任が承認された場合には、同様の責任限

定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ過失がないときに限られます。

- 4 井上智宏氏、上山享氏及び國本浩市氏は、社外取締役候補者であります。
- 5 社外取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断した理由について
 - (1) 井上智宏氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士及び税理士としての高度な人格と会計税務に関する専門的な知識を有しているためであります。なお、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (2) 上山享氏を社外取締役候補者とした理由は、大手金融機関における勤務経験や企業経営の実績があり、経営と金融等に関する幅広い見識と豊富な経験を有するためであります。なお、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
 - (3) 國本浩市氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる事業会社での人事労務等に関する幅広い見識と豊富な経験を有しているためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
- 6 井上智宏氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結のときをもって2年となります。また、上山享氏につきましても、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって1年8ヶ月となります。なお、井上智宏氏は、過去に当社の業務執行者でない役員（監査役）であったことがあります。
- 7 当社は、井上智宏氏及び上山享氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区芝浦三丁目12番7号 住友不動産田町ビル3階

ベルサール田町 ROOM4 + 5

TEL 03-3457-5051



交通 JR 田町駅東口より 徒歩約4分

都営浅草線・三田線三田駅A4番出口より 徒歩約7分